

第4回定例会会議録

令和5年12月12日（火）

開 議 午前10時00分

○議長（荻原謙一君） おはようございます。これより本会議を再開します。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側も全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

―――日程第1 議案第94号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例案について―――

―――日程第2 議案第95号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与に
関する条例の一部を改正する条例案について―――

―――日程第3 議案第96号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例案について―――

―――日程第4 議案第97号 御代田町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当
及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について―――

―――日程第5 議案第99号 令和5年度御代田町一般会計補正予算案（第4号）
について―――

―――日程第6 議案第100号 令和5年度御代田町国民健康保険事業勘定
特別会計補正予算案（第3号）について―――

―――日程第7 議案第101号 令和5年度御代田町介護保険事業勘定
特別会計補正予算案（第2号）について―――

―――日程第8 議案第102号 令和5年度御代田町後期高齢者医療
特別会計補正予算案（第2号）について―――

○議長（荻原謙一君） これより、12月4日の本会議において、各常任委員会に付託となり、審議、審査願いました議案について、日程に従い各常任委員長から報告願います。

初めに、総務福祉文教常任委員会に付託した日程第1 議案第94号 一般職の

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてから、日程第8 議案第102号 令和5年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第2号）についてまでを一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、一括議題とします。

本案について、総務福祉文教常任委員長の審査報告を求めます。

中山温夫総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 中山温夫君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（中山温夫君） それでは、議事日程4、3ページをお願いします。

令和5年12月12日

御代田町議会議長 荻原謙一様

総務福祉文教常任委員長 中山温夫

委員会審査報告書

議案第 94号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について

議案第 95号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例案について

議案第 96号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について

議案第 97号 御代田町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について

議案第 99号 令和5年度御代田町一般会計補正予算案（第4号）について
（総務福祉文教常任委員会付託分）

議案第100号 令和5年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第3号）について

議案第101号 令和5年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第2号）について

議案第102号 令和5年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第

2号) について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会員規則第77条の規定により報告いたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありましたが、議案第99号については、町民建設経済常任委員会にも付託してありますので、町民建設経済常任委員会からの中で報告事項がありましたら、委員長から報告願います。

○町民建設経済常任委員長（黒岩 旭君） なし。

○議長（荻原謙一君） 報告事項ないものと認めます。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。議案第94号から第102号については、討論を省略し、直ちに一括して採決したいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。よって、議案第94号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第95号 御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第96号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第97号 御代田町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第99号 令和5年度御代田町一般会計補正予算案（第4号）について、議案第100号 令和5年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第3号）について、議案第101号 令和5年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第2号）について、議案第102号 令和5年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第2号）については、委員長報告のとおり決しました。

――― 日程第 9 発議第 3 号 現行の健康保険証の存続を求める

意見書（案）について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第 9 発議第 3 号 現行の健康保険証の存続を求める意見書（案）についてを議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、本案について、総務福祉文教常任委員長の審査報告を求めます。

中山温夫総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 中山温夫君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（中山温夫君） 議事日程 4 の 3 ページをお願いします。

令和 5 年 1 2 月 1 2 日

御代田町議会議長 荻原謙一様

総務福祉文教常任委員長 中山温夫

委員会審査報告書

発議第 3 号 現行の健康保険証の存続を求める意見書（案）について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第 7 7 条の規定により報告いたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

内堀綾子議員。

○3 番（内堀綾子君） 議席番号 3、内堀綾子です。発議第 3 号 現行の保険証の存続を求める意見書（案）について、委員会での審査内容の説明を求めます。

○総務福祉文教常任委員長（中山温夫君） それでは、審査の経過と結果を報告いたします。

まず初めに、事務局からの提案理由の説明があり、提案後、質疑を行いました。

質疑終了後、討論を行いました。

討論について、原案に対して反対の方は 1 名、賛成の方は 2 名という状況です。

討論の内容については、反対者の意見は、デジタル化の第一歩であり、必要な仕組みであると。また、マイナ保険証を保有していない全ての方については、申請書

によらず交付する。資格確認証の有効期限を5年以内に設定する予定。そして、一度、マイナ保険証を登録した後も、登録を解除し、資格確認証を持つという選択も可能となると。それから、費用についても76億円から82億円の削減が予定されているという状況で、政府による総点検は12月中旬までに公表される予定で、点検結果も出ていない現時点での現行の健康保険証の存続を求める意見書（案）の提出については反対であると。

賛成者の意見として、現状の中で、マイナ保険証は、医療保険などで読み取り不能などのトラブルが多く発生していると。身分証明書がマイナカードのみとなるのは、トラブルになる危険性が非常に大きい。医療保険は、国民の命に直結する場合もあるので、皆が健康保険証が必要なときに確実に使用できることが重要である。誰一人取り残さない医療保険制度を維持するため、政府において慎重に対処すべきであるため、様々な問題を調査し、対策を一つずつ実行していただきたいと考えるので、現時点では賛成であると。

討論が終了し、採決に入りました。

現行の保険証の存続を求める意見書（案）について、採決した結果、賛成者多数であったため、原案のとおり決しました。

審査報告といたします。

- 議長（荻原謙一君） 内堀綾子議員。
- 3番（内堀綾子君） 以上です。
- 議長（荻原謙一君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、発議案に反対の方の発言を許可します。

討論のある方は挙手を願います。

池田るみ議員。

- 10番（池田るみ君） 議席番号10番、池田るみです。現行の健康保険証の存続を求める意見書（案）に反対の立場から討論いたします。

本定例会初日、提出者の山本議員より、種々の問題が解決するまで紙の保険証の存続を求める意見書（案）ですという趣旨説明がありました。

来年秋に今の健康保険証を廃止して、マイナンバーカードと一体化させる方針について、政府は当面、維持する方向で調整をしている一方、国民の不安払拭を図るため、対策を検討し、その案についての最終取りまとめを厚生労働省のホームページに掲載しております。

意見書（案）には、マイナンバーカードを持たない被保険者についても、保険診療が受けられるよう、本人からの求めに応じて資格確認証を交付するとされ、本人申請を前提とした資格確認証を取得できない懸念についても課題として残されているとありますが、対策案には、マイナ保険証を保有していない全ての方に、申請によらず資格確認証が交付されることになっております。

有効期間についても1年としておりましたが、5年以内に延長され、保険者が設定できることから、保険者の事務負担の軽減へつながっていくことや、従来の健康保険証に比べ、発行コスト・費用についても削減となる試算が出されております。

また、意見書（案）には、意思確認が難しい認知症患者等の申請手続が行えず、保険診療が受けられなくなることへの懸念や、アンケート調査で、マイナ保険証で保険資格が確認できず、窓口で10割負担になってしまったことなどが挙げられております。

要配慮者の方については、マイナ保険証を保有していても、申請により資格確認証が交付され、継続的に必要と見込まれる場合は、更新時に申請をしなくても交付されるとあります。

また、マイナ保険証の利用登録解除を任意でできるようシステムを改修し、一度登録した後もマイナ保険証の利用登録の解除を可能とし、希望すれば誰でも利用登録を解除して資格確認証を持つことを選べるようにしております。

医療機関の窓口で、転職などでデータ登録中や、機器のトラブルなど、マイナ保険証による資格確認ができない場合は、現在、被保険者資格申立書を記入していただければ、本来の自己負担で保険診療が行われるようになっております。

また、かかりつけ医など、過去の受診履歴が被保険者の資格情報が確認でき、そのときから資格情報が変わっていないことを口頭で確認ができれば、申立書を書かなくてもよいなど、対策が取られております。

マイナンバーカードについては、確かに懸念すべきことがあるから慎重に進めるべきであると私も思いますが、マイナ保険証の取組はデジタル化の第一歩であり、

医療行政のデジタル化を進める上で必要な仕組みであります。

岸田首相は、今国会で、ひもづけの総点検と修正作業を見定め、さらなる期間が必要と判断された場合には必要な対応を行うと説明しております。

先日の信濃毎日新聞の記事に、マイナンバーカードのトラブルを受けての政府の総点検も11月までとしていた完了期限を迎え、デジタル庁などによると、作業はおおむね順調で、12月上旬に結果を公表するとしているとありましたが、昨日までに結果が公表されていないことから、意見書を提出することには賛成をしかねるというのが私の意見であります。

○議長（荻原謙一君） 次に、発議案に賛成の方の発言を許可します。

討論のある方は挙手願います。

山浦久人議員。

○8番（山浦久人君） 議席番号8番、山浦久人です。現行の健康保険証の存続を求める意見書についての賛成の立場で討論させていただきます。

2019年5月に、マイナンバーカードの保険証として使えるような改正健康保険証法が成立、その後、2022年に河野太郎デジタル大臣が、現行の健康保険証を2024年秋に廃止し、マイナンバーカードと健康保険証の一体化をする方針を示しました。

しかし、現時点において、マイナンバーカードには、利用者にとって使いづらいつ感じさせる要因が多く存在しています。

特に高齢者においては、暗証番号を忘れる、病院に搬送され、意識がはっきりしない状態において、本人確認など、不安要因が多く見受けられます。

さらに、慎重に検討すべきなのは、マイナ保険証が健康保険資格の有無を確認するという点、医療機関受診に必要な健康保険証は全て国民にとって極めて重要な役割を果たすということです。特に高齢者や障害者に持つ方々にとっては、なおさら重要になります。

マイナ保険証の導入は、これらの方々を中心に、全ての国民が安心して利用できるシステムとして確立されなければなりません。また、全ての医療機関において、支障なく手続が行える体制が整えられていることが大前提です。

政府は、現在までに発生しているマイナ保険証に関わる様々な問題に対して対策を講じているようですが、12月8日の信濃毎日新聞の報道にもあるように、顔認

証の不具合や保険資格の確認の難しさなど、未解決の問題が依然として存在しています。

地域に密着した高齢の開業医がマイナ保険証の導入に対応できずに医院を閉じるという深刻な事態も生じており、費用面やシステムが複雑なことで、医療機関が導入に伴う負担増に苦しんでいる事態が浮かび上がっています。

確かに、デジタル社会の実現は避けて通れない時代の流れであり、マイナンバーカードにおいても、その導入や変更に伴うトラブルが避けられないものかもしれません。しかし、これらに対して徹底的な調査と対応が必要です。

現在、多くの国民が不安を抱え、多くの医療機関においても現行の保険証の存続を望んでいる状況を考慮すると、現行の保険証の使用を中止することは時期尚早であるとの考えに至りました。

政府は、現在及び将来発生する問題やトラブルに対して丁寧に調査し、慎重に対応していくべきです。このような政府の姿勢を後押しする意味でも、今回の意見書の提出は非常に意味深いものと考えます。

以上の理由により、現行の健康保険証の存続を求める意見書に賛成するものです。議員の皆様のご賛同をお願いしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（荻原謙一君） 次に、森泉謙夫議員の発言を許可します。

○4番（森泉謙夫君） 議席番号4番の森泉謙夫です。私は、発議第3号にございます現行健康保険証の存続を求める意見書（案）に対し、反対の立場を表明し、討論を行います。

池田るみ議員の討論と重複する部分があると思いますが、ご了承いただきますよう、よろしく願いいたします。

まず初めに、本意見書（案）を熟読する中で、提出者に名前が掲げられております山本今朝和議員、また、山浦久人議員、こちらの思いやりの部分につきましては理解に至っておりますことをお伝えしたいと思います。

提出者からのご指摘のとおり、マイナンバーカードと健康保険証とのひもづけにおいて、全国的にトラブルが発生している現状があることにつきましては、一日も早く正常な運用が行われ、それを望まれ、また、望むものであると考えております。

総務省の発表によりますと、デジタル社会の実現と、その中でも医療DXの推進に向けて、マイナンバーカードの普及への取組の結果、本年11月末の時点での保

有数は9,709万3,626枚で、人口に対する割合は72.8%に達しております。また、町村における保有枚数率は73.9%となっております。

本意見書の文章を読む限り、現行の保険証を未来永劫、永続的な存続を求める意見書と捉えざるを得ないものなので、そう捉えさせていただきました。

さて、提出者が心配される2024年秋の健康保険証廃止についてですが、本意見書（案）を見ますと、現行の保険証の廃止後は、「マイナンバーカードを持たない被保険者についても、保険診療が受けられるよう、本人からの求めに応じて資格確認証を交付するとされている」、このようにありますが、実際には、これまでマイナンバーカードを持たない方には、申請によって発行していた資格証明書を、マイナ保険証を保有していない全ての方へ申請によらず交付すると、このような方針が政府によって示されております。つまり、全ての健康保険加入者にマイナ保険証または資格証明書を交付することを方針として政府が示している。そういうことです。

続いて、意見書（案）にあります、本人の意思確認が難しい認知症患者等は、申請手続を行えず、保険診療を受けられなくなるのではとの懸念に対しましては、マイナ保険証を保有していても、申請により資格確認書が交付された要配慮者について、継続的に必要と見込まれる場合には、更新時に申請によらず交付することができるかとされております。

また、提出者は、国民皆保険の土台を揺るがす重大問題になり得ると指摘されていると、このように申しておりますが、これらのことから、我が国における国民皆保険制度が揺るがされるような事態にはなり得ず、資格確認書によって保険適用の医療が受けられることは保障されています。

よって、今までどおり、全ての国民が安心して医療を受けられる体制は維持されることから、本意見書（案）の文章を見る限り、提出者は、政府が行うマイナ保険証への現状に対する正確な把握がなされていないのではないかと、このような懸念が残ります。

そして、意見書（案）には、政府には、政府の方針に対する批判だけが散りばめられ、一般質問の挨拶でも申し上げましたが、政策推進に向けた議論を行うべきと考えますが、本意見書は、批判によって単に町民・国民への不安をあおるための文書であると捉えられます。

今回、反対討論を行うきっかけとなった内容で重視せざるを得ない点の一つに、文面の不適切さがございました。

不適切と感じる文面は幾つかございますが、一つには、「政府は、マイナンバーカードに登録されたデータ等の総点検を行うと表明していますが」、と記載されている点。「表明していますが」。先ほども申し上げました、マイナンバーカードと健康保険証とのひもづけに関するトラブルについては、解消に向けた総点検作業が進められており、8月8日の中間報告の時点で、デジタル大臣は、個人情報保護の観点から重く受け止めなければいけないとした上で、原則、11月末を期限としてお願いしているが、個別の機関の状況に応じて、期限ありきではなく、丁寧に点検することを優先したいと重く受け止めた上で、柔軟に対応していく考えが示されております。

すなわち、政府機関としては、総点検の作業中であり、今日にでもあしたにでも報告がなされるかもしれないこのタイミングで、総点検を行うと表明しているといった過去に使われるべき表現では、現在行われている国の行動としての点検作業がいまだになされていない、このように御代田町議会が捉えているということを国に報告するようなものになりはしないか。

この文章はいつつくられたものなのでしょう。時系列がめちゃめちゃです。

12月8日付の読売新聞オンラインによりますと、政府は、現行の健康保険証を予定どおり来年秋に廃止する方針を固めた。また、マイナンバーと各種情報のひもづけをめぐる総点検が終わり、マイナカードと保険証を一体化するマイナ保険証への移行には問題がないと判断したとあります。

加えて、12日、マイナンバー情報総点検本部を開き、岸田首相が表明する方向で調整していることを複数の政府関係者が明らかにしたと報道しています。そして、今日はその12日であります。

デジタル大臣から、「期限ありきではなく、丁寧に点検することを優先したい」とのコメントがある中であっても、このように報じられており、総点検結果の公表を待たずして、このタイミングにこのような内容の意見書を提出することは、適切な時期であるとは言えないのではないか。

御代田町議会から国に提出する意見書としては、議員の一員といたしましても、これを提出に至らせることは少々難しいことだと考えますが、議員の皆さん、いか

がなものでしょうか。問題ありと捉えるべきではないでしょうか。

タイミング的にも決して急ぐことなく、国の行動を注視しながら、最低でも文面をきちんと精査するべきではないのでしょうか。

まとめになります。本意見書（案）が国の判断や行動、そして、目標時期に関しましても、議会が理解していない、また、御代田町議会が国の判断に理解を示していないことを表明するものとして捉えられかねない意見書（案）であるとの考えの下に、不採択とされるべきであると考えます。

議員の皆様におかれましては、本議場においてどうか適正な判断を賜りますことを心よりお願いいたしますとともに、本意見書が議会として勇み足とならないことへの願いを申し添えまして、私の反対討論といたします。

○議長（荻原謙一君） 次に、内堀綾子議員の発言を許可します。

○3番（内堀綾子君） 議席番号3、内堀綾子です。発議第3号 現行の健康保険証の存続を求める意見書について、賛成の立場から討論させていただきます。

先に、提出者について、森泉議員より、文面の不適切との意見がありましたが、政府は、マイナンバーカードの総点検中とのこと。ならば、なのであれば、今、マイナンバーカード、保険証と一体にすることについてはもう少し待つべきだと感じ、ご意見をさせていただきます。討論させていただきます。

現行の健康保険証の廃止は、カードを持つ側もカードを活用する側も、ちょっと待ってくださいということです。今やることは、健康保険証の廃止ではなく、マイナンバーカード自体が安全に安心して使えるようにするために、今起きている不具合を修正することです。

分かりやすく車に例えていうと、タイヤがパンクした車に乗り続けますか。どんなに高価な車でも、タイヤがパンクしていたら修理をすることでしょう。その修理途中の車に、どんなにすばらしい機能を追加しても、修理途中では道は走ってはいりません。あってはならないことですが、そんな車で道を走ったら、ほかの車にも迷惑がかかりますし、最悪の場合は人を傷つけてしまいます。

今、マイナンバーカードは、様々な不具合が露呈し、その不具合を確認中です。国でも一生懸命に担当の方々が、マイナンバーカードの不具合の確認に時間を割いてくださっていることでしょう。しかし、今回の課題は、本体のマイナンバーカードの課題が解決ができていないままに、健康保険証とマイナンバーカードのひもづ

けを前提に、現行の健康保険証は廃止しますとのこと。個人の選択肢もありません。

健康保険証は、保険診療を受ける際に、なくてはならないものです。

現場の声として、2023年10月12日、県内の医療関係7団体でつくる長野県医療団体連絡会が、政府が来年秋を予定するマイナ保険証への一本化に関し、現行保険証の存続を求める要請書を県の保健福祉部長に提出いたしました。

これまでに、県下市町村の28市町村議会から国に対して意見書が提出されたことも報告しております。

長野県保険医協会のオンライン資格確認トラブル事例アンケート第2弾によると、「マイナ保険証の患者様への対応で、新たに受付業務は増えましたか。減りましたか」と、マイナ保険証によって受付窓口での業務量の変化を尋ねると、85.7%、102件の医療機関が、新たに受付業務が増えたと回答。一方、減ったとの回答も5%、6件あったそうです。

また、増えたと答えた方、「どのような業務に時間や人手がかかりましたか」、その問いに増えたと回答した102件のうち、特にカードリーダー等の機器の操作補助91.2%、93件、患者への説明87.3%、89件、そこに時間や人手がかかると回答があったとのこと。これが現場の声です。

機械の操作に追われてしまっている現状をどう思いますか。保険医療の現場も困惑しているのです。

ただ、現在は、マイナ保険証と現在の保険証の二つが存在するために、その分、手間がかかるとの声もあります。

マイナ保険証を使いこなして業務の効率化を図れていると声がある事実も承知しております。ですが、国民からすると、慣れる時間も必要です。

デジタル化の中で、様々な物や事の変化が早く、これが今の時代なのだと思いますが、デジタル化のために人の手が多く必要になり、逆行していることもあります。今が過渡期なのでしょう。

そして、誰がどう得を得て制度設計をしているかも疑問視する部分も多い現状、システム的な面でいうと、マイナ保険証をうまく使いこなしている現場で、ハッキングやスキミングの手口が巧妙化する中で対応できるでしょうか。これはたちごっこで、デジタル化の過程では誰の技術が勝るかにかかっています。

最近では、マイナンバーカードを偽造したなどとして、750枚近くのカードと

3,000人分の個人データがある女性の家から見つかり、逮捕された案件がありました。この現状で、マイナンバーカードの一本化により、健康保険証の廃止は考えられないと思います。

身分証明という観点でいうと、高齢で運転免許証を返納された方は、健康保険証が廃止され、一本化されたマイナンバーカードを紛失してしまったら、身分を証明するものはありますか。どこの誰なのか証明もできませんし、証明をするのに多大な労力がかかります。なので、身分証を証明するものが二つあるということは、いい面もあります。現行の健康保険証があることは便利な一面もあるのです。

そして、新たな資格確認証を準備して、そこに係る手間と公費をかける必要があるのか。各自治体や医療現場や保険者は混乱が避けられない。なので、現行の健康保険証は必要なのです。

マイナンバーカード自体を安心して使えるようになるまで、保険医療現場の混乱が解消されるまで、システム構築とシステム管理を安心して任せられる人材を育成できるまで、誰一人取り残さない医療保険制度を維持できるまで、以上の理由により、現行の健康保険証の存続を求める意見書に賛成するものです。

議員の皆様のご賛同をお願い申し上げます。私の賛成討論といたします。

以上です。

○議長（荻原謙一君） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより、発議第3号について採決します。

委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。よって、発議第3号 現行の健康保険証の存続を求める意見書（案）については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第10 議案第 98号 御代田町印鑑の登録及び証明に関する

条例の一部を改正する条例案について―――

―――日程第11 議案第103号 令和5年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算案（第3号）について――

――日程第12 議案第104号 令和5年度御代田小沼水道事業会計

補正予算案（第3号）について――

○議長（荻原謙一君） 続いて、町民建設経済常任委員会に付託した日程第10 議案第98号 御代田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案についてから、日程第12 議案第104号 令和5年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第3号）についてまでを一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、一括議題とします。

本案について、町民建設経済常任委員長の審査報告を求めます。

黒岩 旭町民建設経済常任委員長。

（町民建設経済常任委員長 黒岩 旭君 登壇）

○町民建設経済常任委員長（黒岩 旭君） 4ページをお開きください。

令和5年12月12日

御代田町議会議長 荻原謙一様

町民建設経済常任委員長 黒岩 旭

委員会審査報告書

議案第 98号 御代田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案について

議案第103号 令和5年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第3号）について

議案第104号 令和5年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第3号）について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（荻原謙一君） 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。議案第98号から議案第104号については、討論を省略し、直ちに一括して採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決します。

委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。よって、議案第98号 御代田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第103号 令和5年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案(第3号)について、議案第104号 令和5年度御代田小沼水道事業会計補正予算案(第3号)については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第13 閉会中の継続調査の件について―――

○議長(荻原謙一君) 日程第13 閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

総務福祉文教常任委員長、町民建設経済常任委員長、議会運営委員長、広報広聴常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

お諮りします。ただいま、町長から議案4件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1から第4として議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、議案第105号から議案第108号を追加日程第1から第4とし、議題とすることに決しました。

―――追加日程第1 議案第105号 町道の路線認定について―――

○議長（荻原謙一君） 追加日程第1 議案第105号 町道の路線認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） それでは、追加議案書1ページをご覧ください。

議案第105号 町道の路線認定について

町道の路線を別紙のとおり認定したいので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めます。

令和5年12月12日 提出

御代田町長 小園拓志

2ページをご覧ください。

認定路線になります。新規認定路線となります。

認定する路線名は、南浦4号線でございます。

3ページにあります路線認定図のとおり、役場庁舎北側の赤い矢印の路線になります。

起点は、大字馬瀬口字南浦1793番2、南浦3号線側になります。

終点は、大字馬瀬口字南浦1751番1、南浦2号線側になります。

延長が156.0m、幅員は7.0mです。

路面は、現状の未舗装で認定をいたしますが、新職員駐車場整備とあわせてアスファルト舗装を実施いたします。

理由は、新規町道南浦3号線及び町道南浦2号線に接続する新設道路です。

なお、工事が完了したときに供用開始の告示を行います。

4ページは平面図でございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これにご異

議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第105号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。よって、議案第105号 町道の路線認定については原案のとおり決しました。

――追加日程第2 議案第106号 御代田町国民健康保険税条例の一部を
改正する条例案について――

○議長(荻原謙一君) 追加認定第2 議案第106号 御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

浅川保健福祉課長。

(保健福祉課長 浅川英樹君 登壇)

○保健福祉課長(浅川英樹君) それでは、追加議案書の5ページをご覧くださいと思います。

議案第106号 御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について
御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和5年12月12日 提出

御代田町長 小園拓志

こちら、改正の理由でございますが、国が全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律を令和5年5月19日に公布したことに伴い、子育て世帯の負担軽減を図るため、該当世帯の国保税を減額することが示されたことから、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、国民健康保険税の納税義務者またはその世帯に属する被保険者が、出産する予定の場合または出産した場合に、当該納税義務者に対して課する産前1か月、産後2か月の期間の所得割額及び被保険者均等割額を減額する見直しとなっております。

なお、多胎の方の場合は、産前の期間が3か月となっております。

加えて、その届出内容等についての改正を行います。

附則ですが、施行期日を令和6年1月1日からとし、令和5年度分の国保税のうち、令和6年1月以降の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国保税について適用し、施行日前の国保税については、なお従前の例によるとして、経過措置を設けております。

6ページから8ページが改正条例案で、9ページから11ページが新旧対照表となっておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。

説明は以上でございます。ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第106号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。よって、議案第106号 御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決しました。

――追加日程第3 議案第107号 財産の処分について――

○議長（荻原謙一君） 追加日程第3 議案第107号 財産の処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） 議案書12ページお願いいたします。

議案第107号 財産の処分について

下記のとおり財産を処分するため、地方自治法第96条第1項第8号及び御代田

町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1. 売却する財産 土地
御代田町大字馬瀬口1838番 外9筆
2. 対象地総面積 1万2,584.43m²
3. 売却価格 1億9,140万円
4. 売却方法 随意契約（こちらは公募型プロポーザルを実施後の随意契約となります）
5. 売却の相手方 長野県長野市鶴賀緑町1418 大建鶴賀第一ビル
株式会社大建 代表取締役 増田裕一郎

令和5年12月12日 提出

御代田町長 小園拓志

次の13ページをご覧ください。

こちらは、別紙としまして、売却する土地10筆の一覧表になっております。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

内堀綾子議員。

○3番（内堀綾子君） 追加日程第3 議案107号 財産の処分について、購入希望価格の1億9,140万円は、現状の旧役場土地にある倉庫やコンクリート敷などの撤去をする価格を差し引いた金額となるが、差し引いた金額はどのくらいになるか。

売却に当たり、プロポーザル提案では、宅地開発をうたっているが、提案内容から予測される宅地開発された場合に固定資産税の増収はどのくらいを見込んでいるか。また、提案書からは、おおよそ何件の宅地の建設が予想されるか。

旧役場土地売却に当たり、該当は栄町区となるが、栄町区に加入の認識でいいか。

○議長（荻原謙一君） 内堀企画財政課長。

○企画財政課長（内堀岳夫君） それでは、お答えします。

まず一つ目ですけど、撤去費用です。こちらの撤去費用につきましては、倉庫やコンクリートなど、こういった構造物などにつきまして数量を把握するため、撤去

数量算出測量業務として民間事業者へ委託して、こちらの数量を算出してもらった後、町で設計した金額となっております。こちらの設計金額については公表をしておりません。

二つ目です。固定資産税の増収、それから何件の宅地ということですが、固定資産税については、今後、開発により宅地がどの程度の面積になるかで固定資産税のほうが決まってくると思います。そのため、現段階では、固定資産税が幾らになるという見込みができない状況でございますので、算出できない状況でございます。

それから、宅地の件数ですが、提案書からは、およそ110から150件ほどの宅地が見込めそうな図面が提示されておりますが、あくまでも現段階でのイメージ図でありますので、今後、宅地、それから緑地帯、道路など、よりよい区画などを協議・検討していくことによって、こちらの区画数というのは変わってくるものと、こういったことで認識しております。

それから、三つ目ですけど、栄町区となるかということですが、こちらの地域については、栄町区になるということだと思っております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 内堀綾子議員。

○3番（内堀綾子君） 宅地開発事業補助金、町内において3,000m²以上の宅地分譲（別荘地の分譲及び共同住宅を目的とするものは除く）を目的に開発事業をする者に対し、1区画につき50万円を補助する制度（令和9年3月31日までの時限付）の対象になり、全員協議会での説明と先ほどのご回答からすると、110件から150件程度の宅地が見込めるとのこと。補助金額でおおよそ5,500万円から7,500万円ほど公費の支出が予想されますが、提案後の既に条例でも決まっている宅地開発補助金以外に、この該当の箇所に公費支出はされないと思いますが、その認識でよろしいですか。

次に、該当の土地には、住民のための住民管理組合の導入とありましたが、この該当地売却に当たり、栄町区、この区になるので、栄町区になるので、住民管理組合の住宅地が栄町区にできるということの認識でよろしいか。また、栄町区の住民の皆様へは説明はできているのですか。

○議長（荻原謙一君） 内堀企画財政課長。

○企画財政課長（内堀岳夫君） お答えいたします。

まず一つ目ですけど、宅地開発事業補助金ということで、その認識でよいかということですが、現段階ではそのような認識をしております。しかし、今後、協議を進める中で、社会情勢や環境の変化、こういったものによりまして国や県の補助制度ができて、それに対して町としても対応すること、そういったことも考えられます。そうした場合には、また議会の皆様に相談しながら進めていきたいと、このように思っております。

それから、二つ目ですけど、栄町区、それから栄町区への説明ということですけど、現段階では、開発事業者から住民管理組合による運営といった提案があった、こういった状況でございます。詳細については、これから開発事業者と協議していくこととなります。

また、栄町区の住民の皆様への説明につきましても、現段階ではまだ提案といった状況でございますので、住民の皆様へ説明できる段階ではありません。こちらについても、今後協議を進める中で必要に応じて実施することになると、このように考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 内堀綾子議員。

○3番（内堀綾子君） 以上です。

○議長（荻原謙一君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第107号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。よって、議案第107号 財産の処分については原案のとおり決しました。

――追加日程第4 議案第108号 令和5年度御代田町一般会計補正

予算案(第5号)について――

○議長(荻原謙一君) 追加日程第4 議案第108号 令和5年度御代田町一般会計補正予算案(第5号)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

(企画財政課長 内堀岳夫君 登壇)

○企画財政課長(内堀岳夫君) 議案書14ページ、お願いいたします。

議案第108号 令和5年度御代田町一般会計補正予算案(第5号)について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和5年度御代田町一般会計補正予算(第5号)を、別冊のとおり提出する。

令和5年12月12日 提出

御代田町長 小園拓志

16ページ、お願いいたします。

令和5年度御代田町の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億8,164万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億2,678万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

17ページ、お願いします。

こちら、第1表 歳入歳出予算補正になります。

まず、歳入についてです。

款15国庫支出金、項2国庫補助金です。こちら、1億4,164万2,000円の増額をお願いしております。こちらは、11月29日に成立した国の補正予算で設けられた物価高騰対策のための新たな交付金、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金でございます。こちらを基に二つの事業を歳出のほうで計画しております。

続きまして、款19繰入金、項1基金繰入金です。こちら、4,000万円の増額をお願いしております。こちらは、財政調整基金からの繰入れを見込んでおりま

す。

歳入合計補正額 1 億 8,164 万 2,000 円でございます。

次に、18 ページ、お願いいたします。

歳出になります。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、補正額が 1 億 593 万 1,000 円になります。

こちら、低所得者世帯の物価高騰対策給付金としまして、住民税非課税世帯を対象としまして 1 世帯 7 万円を給付するものでございます。こちら、1,500 世帯を見込んで予算計上をしております。

続きまして、款 7 商工費、項 1 商工費です。7,678 万 7,000 円の増額補正をお願いしております。こちらは、プレミアム付商品券事業を計画しております。町民への生活支援を目的としまして、プレミアム率 20%をつけた 1 冊 1 万円で額面が 1 万 2,000 円、この商品券を総数 3 万 4,000 冊発行するものでございます。こちらの 20%のプレミアム分と商工会への事務委託料、こちらのほうを予算計上しております。

款 14 予備費でございます。こちらは、107 万 6,000 円を減額しまして歳入歳出を調整しております。

歳出合計で 1 億 8,164 万 2,000 円の増額補正となっております。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第 108 号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。よって、議案第 108 号 令和 5 年度御代田町一般会計補正予算案（第 5 号）については、原案のとおり決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。
これにて閉会したいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

――町長あいさつ――

○議長（荻原謙一君） 閉会に先立ち、町長より挨拶を求めます。

小園町長。

(町長 小園拓志君 登壇)

○町長（小園拓志君） 閉会を前に一言申し上げたく存じます。

このたびは、全ての議案について原案どおりお認めいただきまして、誠にありがとうございました。

今議会での一般質問は、そのほとんどが御代田町の町政を前へ進めよう、一緒になって課題解決していこうという思いを感じられる、大変前向きなものだったと感じているところであります。

今後も、町民の皆様のお役に立てる政策を次々と実行していく決意でございますので、議員の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

年が明けますと、新年度当初予算に向けて準備が急ピッチで進んでまいります。2期目、2年目の充実した政策パッケージをご提案できますように努力してまいりますので、楽しみにしていただけますと幸いに存じます。

暑い夏も遠い昔であります。冬の寒さが厳しさを増しております。コロナウイルスをめぐる扱いは変わりましたが、インフルエンザ対策にもご留意いただきまして、穏やかな新年を迎えられますことをご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。今定例会、また、本年も誠にありがとうございました。

――閉 会――

○議長（荻原謙一君） これにて、令和5年第4回御代田町議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

閉 会 午前11時07分